

学校法人宮崎学園 女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画（第3回）

男女を問わず教職員一人一人がその個性と能力を十分に発揮できる環境作りのため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく一般事業主行動計画を次のように策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日(5年間)

2. 学園の課題

- (1) 学園全体における常勤労働者の割合(男性 46.1%、女性 53.8%)、と女性の割合が高い反面、女性管理職の割合(37.0%)が低い(令和7年度)。(継続勤務年数は男性10年、女性10年と同じ)
- (2) 男女別育児休業取得率は女性が100%である反面、男性の取得率が上昇傾向にあるものの依然として低い(50.0%)ため、男性が育休を取得しやすい職場環境づくりを行う。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標①:管理職(課長級以上)に占める女性割合を**40%以上**にする。
(女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供)

<取組内容>

- ・令和8年4月～ 次世代育成・女性活躍推進に資する特色ある休暇制度の調査・研究を行い、導入を図る。
- ・令和8年4月～ 仕事と育児・介護の両立支援制度等の周知・意向確認及び情報提供を行い、労働者等の職業生活と家庭生活の両立支援等を行う。

目標②:男女別の育児休業取得率について男性の取得率を**100%**にする。
(職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備)

<取組内容>

- ・令和8年4月～ 男女別の育児休業取得に関して現状を把握・分析し、育休を取得しやすい環境作りを行う。特に男性の育児休業対象者へ取得促進を行う。

目標③:男女の賃金の格差について分析し、女性活躍の課題を解決する。
(女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供)

<取組内容>

- ・令和8年4月～ 男女の賃金の差異を計算することで、本学園の課題や現状を明確にし、格差是正につなげる。